

～助成金交付についてのご案内～

細街路拡幅整備事業にご協力いただきありがとうございます。

助成金の交付を希望される場合は、内容をご確認の上、拡幅整備完了後に手続きをお願いします。ただし以下の場合には助成金交付対象外となります。

- ・ 法人
- ・ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者
- ・ 要綱 7 条第 8 項に該当する拡幅整備を行う者
- ・ 要綱に基づく助成金の対象となる工事について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定である者
- ・ 区市町村民税及び軽自動車税を滞納している者

《助成金交付申請に必要な書類》※申請書類は拡幅整備完了後に申請者に送付します。

◆区から送付した書類に記入して提出してください。

①助成金交付申請書（要領第 1 号様式）

②助成金対象工事完了届（要領第 2 号様式）

◆助成金対象の内容に合わせて、下記の必要書類を提出してください。

③助成金対象工事費の領収書（コピー）※下記の例参照

領収書
(申請者) 様
¥□□□□□□
〇〇工事代金
施工者〇〇

又は

※銀行振込で代金を支払った場合は、銀行振込受付書、通帳の写しでも可。

※領収書の宛名と申請者が異なる場合は助成金をお支払いすることができません。

※支払い金額が 5 万円を超える場合は収入印紙が必要となります。（クレジット決済の場合は不要）

④助成金対象工事費の内訳書（コピー）※下記の例参照

助成金対象項目の各単価が確認できる内訳書

※ブロック塀等の撤去処分費は「m 単価」で算出してください。単位が一式、㎡、m³等の場合は、助成金をお支払いすることができません。

〇〇工事内訳書				
1 解体工事等	数量	単位	単価	金額
仮囲いシート養生	1.0	式		〇〇〇
住宅解体搬出処分	1.0	式		〇〇〇
ブロック塀撤去処分（高さ〇m）	〇〇	m※	〇〇	〇〇〇
擁壁撤去処分（高さ〇m）	〇〇	m※	〇〇	〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇	〇〇	〇〇〇
小計				〇〇〇〇

※助成金対象が水道及びガスのメーター移設の場合は③・④の提出は必要ありません。

⑤納税証明書等（特別区民税・軽自動車税）

本年の 1 月 1 日現在板橋区に住民登録されている申請者で①助成金交付申請書の〈区税納付状況調査に関する同意（個人の場合）〉に同意される方は必要ありません。

※前年に他の自治体から特別徴収されている場合、その自治体が発行する納税証明書の提出が必要です。

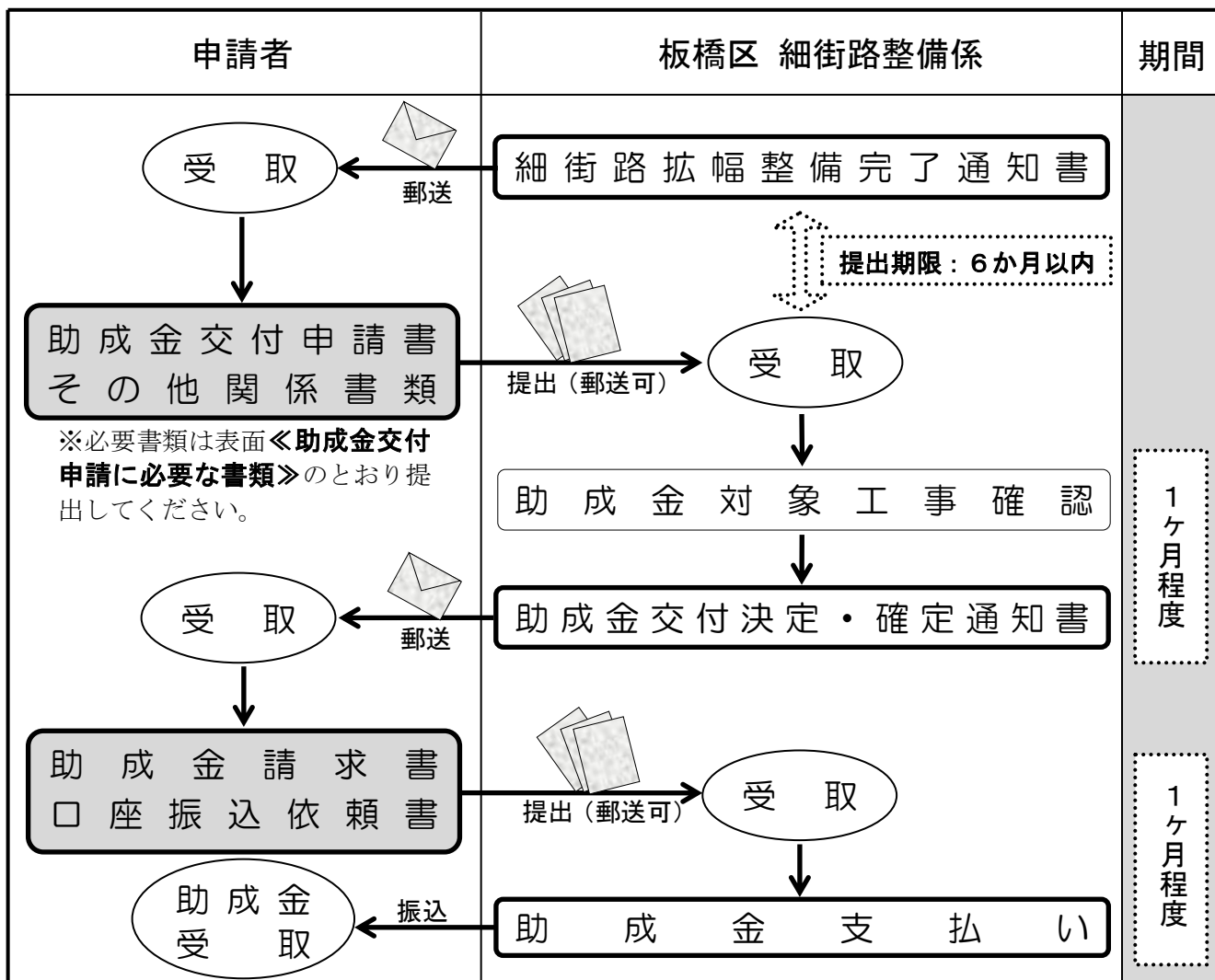
《提出期限について》

助成金交付申請書の提出期限は完了通知書の交付日から6か月間です。

「細街路拡幅整備完了通知書」の交付日より 6 か月以内に「助成金交付申請書」と関係書類を提出して下さい。期限内に提出されない場合は、助成金交付対象外となりますので、早めのご提出をお願いいたします。

助成金交付までの流れ

※拡幅整備工事が完了してからの流れです。



※申請者から区へ郵送する場合、封筒及び郵送料等をご負担下さい。

※助成金交付申請書提出後の期間につきましては概ねの期間です。審査の状況により変動しますので予めご了承ください。

《提出先・お問い合わせ》

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
板橋区 都市整備部 建築安全課
細街路整備係 ☎03 - 3579 - 2565